

山梨県ホームページリニューアルに係る検討及び設計等業務委託仕様書

1. 件名

山梨県ホームページリニューアルに係る検討及び設計等業務委託

2. 現状と問題点

現山梨県公式ホームページ（以下「現ホームページ」という。）は平成20年度に構築し、平成21年2月1日に公開開始された。構築から6年が経過し、構築当初に比べコンテンツが複雑化し情報が探しづらくなったり、新たに生じたニーズやIT環境の変化に対応ができていなかったりなどの諸問題が顕在化している。そこで、平成28年度にサーバ機器のリース期間満了に併せて現ホームページを再構築し、同年度中に次期山梨県公式ホームページ（以下「次期ホームページ」という。）の公開を予定している。

3. 目的

本業務は、平成28年度に予定している次期ホームページ再構築業務に係る仕様書等を取りまとめる一連の作業について、専門的観点から支援を受けることで、次期ホームページ再構築時に以下を実現できることを目的とする。

- (1) 本業務において、顕在化している課題の分析にとどまらず、潜在的な課題についても幅広く調査を実施し、次期ホームページが、全ての人にとって「支障なく利用でき、必要な情報を容易に探し出せ、常に新しく正確な情報を取得できる」サイトとなること。
- (2) 次期ホームページが、アクセシビリティ、ユーザビリティへの配慮にとどまることなく、サイトを訪れた人が山梨県の魅力を感じることができる独自色のあるサイトとなること。
- (3) 平成28年度に実施予定の再構築（CMSの入替を含む。）が円滑に行われること。

4. 履行期間

契約締結の日から平成28年3月15日まで

ただし、平成27年10月までに、リニューアルプランの素案や次期ホームページの構築費の積算を含めた中間報告書を提出すること。

5. 業務内容

本業務では、以下の内容を実施すること。なお、対象範囲は次のとおりとする。

- ・ 山梨県公式ホームページ（www.pref.yamanashi.jp/ドメイン配下のページ）
現CMSで管理していないページも含む。管理外コンテンツについては項目6「現ホームページ概要」を参照すること。

- ・ 携帯電話サイト（www.pref.yamanashi.jp/mobile/ドメイン配下のページ）
- ・ スマートフォンサイト(www.pref.yamanashi.jp/smartphone/ドメイン配下のページ)

また、各種検討については必ず自治体ウェブサイト精通した3名以上の有識者の意見を反映させること。

(1) 課題抽出・分析・改善策提案

次期ホームページの設計に向け、現ホームページが抱える問題を明らかにするために、現ホームページについて以下の調査、分析（アクセシビリティ・ユーザビリティ分析など）を行うこと。また、併せて運用課題等の調査も行うこと。

なお、分析及び改善策の提案は、項目5(2)の「次期ホームページの方向性」を考慮して行うこと。

JIS X8341-3:2010 の対応状況調査

- ・ 対象ページ：JISX8341-3:2010 に規定する40ページ程度

情報分類の現状調査

アクセスログ解析

- ・ 対象データ：山梨県から提供するアクセスログデータ（約1年分）

庁外アンケート調査

- ・ 対象者：200人以上

日本在住（地域は限定しない。）の男女個人を対象とし、男女比はほぼ均等で、できる限り幅広い年齢層を対象とする。

- ・ 設問数：20問程度（自由記述2問程度を含む。）

庁内アンケート調査

- ・ 対象者：県の職員100人程度

- ・ 設問数：10問程度（自由記述2問程度を含む。）

なお、庁内アンケートについては、山梨で導入しているグループウェアのアンケート機能が活用できる。

他都道府県ホームページ及びIT環境の現在の動向調査

運用課題等の調査

(2) 現ホームページ評価診断報告書の作成および次期ホームページの方向性の策定

項目5(1)の結果を踏まえ、山梨県ホームページ評価診断報告書を作成すること。

また、その報告及びJIS X8341-3:2010、他都道府県ホームページ及びIT環境の現在の動向、山梨県の独自色、山梨県の計画や関連データ等を踏まえ、次期ホームページのコンテンツやページデザインなども含めた、次期ホームページの方向性を提案すること。

また、広聴広報としてのホームページのあり方についても提言すること。

(3) ネットワーク及び機器類について調査・提案

利用者が必要な情報を必要なときにストレスなく利用でき、かつ管理業務の効率が向上するよう、ネットワーク及び機器類について次期ホームページへ向けた提案を、県で別途計画している「山梨県情報システム最適化計画」によるサーバ統合基盤への統合についても踏まえて行うこと。

(4) システム移行についての調査・提案

現ホームページに係るシステムの機能及びコンテンツを調査し、次期システムへ円滑に移行する方法を提案すること。

(5) CMS 製品の調査及び CMS 機能表案の作成

項目5(1)から(4)を踏まえ、次期ホームページ再構築のために、CMSベンダーに対しCMS製品の機能、費用、実績などの調査およびカスタマイズ開発の要・不要について調査すること。

また、調査結果により、本県が導入するCMSに必要となる機能要件をまとめ、CMS機能表を作成すること。

その際に用いる調査項目案の提案、調査票・回答票等、調査に関する一切の資料の作成、及び回答に関する分析を行うこと。なお、調査項目及び調査対象数は本県と協議の上決定するものとする。

(6) リニューアルプランの策定

項目5(1)から(5)を踏まえて、次期ホームページへ向けたリニューアルプランを策定すること。

(7) 業者向けの仕様書の作成

項目5(6)を踏まえ、次期ホームページ再構築業務委託の際に用いる業者向け仕様書等、必要と思われる書類全てを本県と協議の上作成すること。

(8) 構築費の積算

項目5(7)の仕様書等に基づき、次期ホームページ再構築に関わる費用を積算すること。積算するにあたり、以下の項目を用いること。

CMSの費用

次期ホームページで利用するデザイン・テンプレートの作成費用

デザイン、テンプレートなどCMSに実装する費用

CMSカスタマイズ開発費用

改善すべきコンテンツの修正費用
CMS 設定費用
移行に関わる費用
研修等に係る費用
ネットワーク、機器類に関する費用
その他必要となる費用

(9) 平成 2 8 年度実施予定再構築業務委託受託者選定プロポーザル支援

次期ホームページ再構築業務委託受託者選定の際にプロポーザルを実施することが決定した場合は、そのプロポーザル実施に係る必要な支援を行うこと。

企画提案募集要領及びそれに関わる一切の資料の作成
プロポーザルに用いる評価項目・評価基準の提案及び審査関連資料の作成
プロポーザルにて、外部委員として評価委員会の審議への参加

(1 0) 次期ホームページ運用ガイドライン案の策定

現状の山梨県ホームページ運用ガイドラインを見直し、リニューアル後の運用に適合したものとなるよう、新たなガイドライン案を策定すること。

(1 1) 会議体

受託者は、以下の会議体を開催すること。なお、各報告会、レビューに必要な会議等の進行、議事録の作成、進捗及び懸案事項の管理は受託者が行うこと。

定例の進捗報告会

原則的に月に 1 回以上、要件における決定事項及び各作業フェーズの進捗状況の報告会を実施すること。

臨時報告会

緊急を要する報告に関しては、必要に応じて報告会を実施すること。

レビュー

それぞれのフェーズごと受託者内で適正なレビューを実施するとともに、本県に対してレビューを計画し実施すること。

(1 2) 各フェーズにおける資料・報告書の作成

受託者は、下記の報告書を作成し本県に提出すること。各報告書には会議体の議事録等及びデータ等も含むこと。

現ホームページ課題抽出・分析・改善策提案に関するデータ及び報告書

次期ホームページの方向性についての提案書

ネットワーク及び機器類についての調査・提案報告書

システム移行についての調査報告書

CMS 製品調査結果報告書及び CMS 機能表 (案)
 次期ホームページ再構築業務委託に係る資料一式
 次期ホームページ構築費の積算資料
 次期ホームページ再構築業務委託受託者選定プロポーザル支援に係る資料一式
 次期ホームページ運用ガイドライン (案)
 会議体に係る資料一式
 その他調査結果、提案書など各フェーズにおける資料・報告書

6 . 現ホームページ概要

アクセスデータ	11,259,539 PV/月 (平成 26 年度平均)
HTML ページ数 (CMS で管理しているページ数)	<p>CMS 管理ページ総数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公開ページ数 : 39,666 ページ ・非公開ページ数 : 8,685 ページ <p>(平成 27 年 6 月末現在)</p> <p>総数の内、携帯版ページ数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公開ページ数 : 732 ページ ・非公開ページ数 : 36 ページ <p>総数の内、スマートフォン版ページ数 (通常のスマートフォンページは、PC 版ページを作成した際に自動的に専用ページが別途製成される。以下は、それとは別に作成したページ数)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公開ページ数 : 32 ページ ・非公開ページ数 : 363 ページ
更新方法	<p>CMS (グローバルデザイン社製 CMS-8341/やさしい) を利用 サーバは県庁北別館サーバ室内に設置</p> <p>CMS 管理外コンテンツについては、それぞれの所管課が CMS 以外でページを作成し、通常のサーバとは異なるサーバに CMS を介さずにアップしている。</p> <p>CMS 管理外コンテンツについては、以下の通り。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. やまなしの統計 http://www.pref.yamanashi.jp/toukei_2/ 2. やまなし女性の応援サイト http://www.pref.yamanashi.jp/challenge/ 3. やまなしの宝くじ http://www.pref.yamanashi.jp/zaisei_2/lottery/

	<p>4. 例規集 http://www.pref.yamanashi.jp/somu/shigaku/reiki/reiki_menu.html</p> <p>5. 国民健康保険補助金等チェックシステム http://www.pref.yamanashi.jp/kokuhocheck/home/UserLogin.php</p> <p>6. 認知高齢者を支援するホームページ http://www.pref.yamanashi.jp/fukushi/ninchi/</p> <p>7. 感染症発生動向 http://www.pref.yamanashi.jp/fukushi/kenkozsn/srv/</p> <p>8. 山地災害危険地区位置情報 http://www.pref.yamanashi.jp/kikenchi/</p> <p>9. 県営林道通行規制情報 http://www.pref.yamanashi.jp/rindoujyouhou/</p> <p>10. 郷土伝統工芸品 http://www.pref.yamanashi.jp/shouko/kogyo/densan/</p> <p>11. 開けよう、甲州。 http://www.pref.yamanashi.jp/koshuwine/</p> <p>12. 国産ワインコンクール http://www.pref.yamanashi.jp/jwine/</p> <p>13. 山梨県ワイン百科 http://www.pref.yamanashi.jp/wine/</p> <p>14. 甲斐絹ミュージアム http://www.pref.yamanashi.jp/kaiki/</p> <p>15. 山梨県道路規制情報 http://www.pref.yamanashi.jp/dourokisei/</p>
更新頻度	随時
アクセシビリティ	JIS X8341-3:2010 未対応

7. 納品物

受託者は、次の納品物を5部製本して納品すること。また、電子ファイルを収録したCD-R等を2部納品すること。

(1) 再構築プラン

(2) 中間報告書

中間報告書は、項目5(8)「構築費の積算」を含めた形で、平成27年10月ま

で提出すること。詳細な納期については、業務実施状況等を勘案し、本県と協議の上決定すること。

(3) 項目5(12)で作成した資料

8. その他

(1) 平成27年度の履行期間内に実施する全ての業務について実施スケジュールを作成し、受託後1週間以内に書面にて提出すること。

(2) 本委託業務における受託者の執行体制を、受託後1週間以内に書面にて提出すること。

(3) 本委託業務における受託者と本県の作業範囲を、受託後1週間以内に書面にて提出すること。

(4) 個人情報の取扱い等については、契約書別紙「個人情報取扱特記事項」のとおりとする。

(5) 本業務における成果物の著作権及び二次著作物の著作権は、本県に帰属するものとする。これら成果物を、県の承認を得ずに公表してはならない。ただし、成果物のうち、受託者が契約以前より保有している内容に関する著作権を含む所有権は、受託者に帰属するものとする。

(6) 受託者は、県の承認を得ることなく、委託作業に関して知り得た事項を受託作業に従事する者以外の第三者に漏らしてはならない。この義務は、契約終了後も存続するものとする。

(7) 受託者は、本委託業務において作成した資料、または貸与されたデータ(電磁記録を含む)貸与品、資料等の管理について、万全の措置を講ずること。

(8) 受託者は、県の求めに応じ、県が提供した情報の返還及び処分に応じなければならない。本委託業務に必要となる情報及び機器等に滅失、破損等事故のあるときは、速やかに県に報告し、必要な措置を実施しなければならない

(9) 受託者は常に従事者の健康管理に留意の上、健康状態を把握し、業務に支障がないようにすること。

(10) 本仕様書に記載されていない事項については、双方で協議のうえ、定めるものとする。

(11) その他、本業務の目的を達成するにあたり、必要となる業務を行うものとする。

9. 主管課

知事政策局 広聴広報課 報道担当(電話:055-223-1337)